

秋田市都市再生協議会運営規約（案）

平成29年 6 月 日

秋田市都市再生協議会決定

（趣旨）

第 1 条 この規約は、秋田市都市再生協議会設置要綱（平成29年 4 月12日市長決裁。）第10条の規定に基づき、秋田市都市再生協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第 2 条 協議会の会議（以下「会議」という。）の招集は、開会の日の少なくとも 5 日前までに委員に通知して行う。ただし、急を要するときは、この限りでない。

（会議の参集）

第 3 条 委員は、招集の日時に指定された場所に参集しなければならない。
2 出席することができない委員は、あらかじめその旨を会長に届けなければならない。

（会議の傍聴）

第 4 条 会議を公開する場合において、傍聴の受付は、先着順に行い、10 人になり次第終了する。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会予定時刻までに、受付簿に氏名および住所を記入し、会場に入ることとする。

3 会議を傍聴する者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛に傍聴することとし、騒ぎ立てたり、議事内容に対して公然と可否を表明しないこと。

(2) 会議を公開しないと議決したときは、速やかに退場すること。

(3) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、報道の任務にあたる者については、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 上記に掲げるもののほか、会議を妨害する行為をしないこと。

4 議長は、前各号に掲げる事項に違反する者を退場させることができる。

（発言の許可）

第5条 会議において発言しようとするものは、議長の許可を受けなければならない。

(退場の承認)

第6条 委員は、開会中退席しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。

(議事)

第7条 議長は、議事を行うときは、その旨を宣言しなければならない。

2 議事は、事務局が議事事項の内容を説明した後に行うものとする。

3 議長は、議事において必要があると認めるときは、2件以上の議事事項を一括して審議することができる。

(意見等の聴取)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、関係職員に対し、意見又は報告を求めることができる。

(表決)

第9条 議事の表決は、挙手によって行うものとする。

2 議長は、議事事項ごとに表決の結果について宣言しなければならない。

(議事録)

第10条 議長は、事務局に会議の議事録を作成させるものとする。

2 前項の議事録には、議事の経過およびその結果を記載するものとし、会議においてあらかじめ定めた2人以上の委員が署名押印しなければならない。

(公表)

第11条 会議に関する事項の公表は、秋田市のホームページへの掲載等により行う。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な細則は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成29年 月 日から施行する。